

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関するチェックリスト

資 格 （ 〇〇級 ） 建築士 （ 〇〇県 ） 登録第 〇〇〇〇 号

氏 名 〇〇 〇〇

(〇〇) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 (〇〇〇〇)

建築士事務所名 〇〇建築士事務所

【工事の概要】

敷地の地名地番	〇〇市〇〇字〇〇番〇〇
敷地面積	盛土・切土をしない 場合の記載例
敷地内及び隣接地との最大高	

チェック項目		記載欄	
1	盛土・切土※の有無	☒盛土・切土をしない ☐盛土・切土をする	→許可不要 2へ
〇許可不要となるため、本チェックリストを確認申請書へ添付してください。 〇なお、チェック項目2以降のチェックは不要です。			
2	一体的な造成の有無	☐ 一体的な造成をしない	→3へ
3	敷地面積が500㎡以下	☐500㎡以下である ☐500㎡を超えている	→4へ →栃木県都市政策課への相談が必要
4	敷地内及び隣接地の最大高低差が1m以下	☐1m以下である ☐1mを超えている	→許可不要 →栃木県都市政策課への相談が必要

※ 建築物の建築や解体に伴う掘削・埋め戻し等は、盛土・切土に該当しません。

チェックリストへの記載方法について判断に迷う場合には、必ず栃木県都市政策課(028-623-2801)までご相談ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関するチェックリスト

資 格 （ 〇〇級 ） 建築士 （ 〇〇県 ） 登録第 〇〇〇〇 号

氏 名 〇〇 〇〇

（〇〇） 建築士事務所 （〇〇） 知事登録第 （〇〇〇〇）

建築士事務所名 〇〇建築士事務所

【工事の概要】

敷地の地名地番	〇〇市〇〇字〇〇番〇〇
敷地面積	盛土・切土をする 場合の記載例①
敷地内及び隣接地との最大高	

○盛土・切土をする場合、チェック項目 2 以降に進んでください。
○チェック項目 2 以降で、「**栃木県都市政策課への相談が必要**」との結果
になった場合には、**事前相談が必要です**（以下リンク参考）。
[栃木県／盛土規制法に関する事前相談について](#)

1	盛土・切土※の有無	☒ 盛土・切土をする	→ 2 へ
2	敷地の周辺土地との 一体的な造成の有無	☒ 一体的な造成をする ☐ 一体的な造成をしない	→ 栃木県都市政策課への相談が必要 → 3 へ
3	敷地面積が 500 m ² 以下	☐ 500 m ² 以下である ☐ 500 m ² を超えている	→ 4 へ → 栃木県都市政策課への相談が必要
4	敷地内及び隣接地の 最大高低差が 1 m 以下	☐ 1 m 以下である ☐ 1 m を超えている	→ 許可不要 → 栃木県都市政策課への相談が必要

※ 建築物の建築や解体に伴う掘削・埋め戻し等は、盛土・切土に該当しません。

チェックリストへの記載方法について判断に迷う場合には、必ず栃木県都市政策課（028-623-2801）までご相談ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関するチェックリスト

資 格 （ 〇〇級 ） 建築士 （ 〇〇県 ） 登録第 〇〇〇〇 号

氏 名 〇〇 〇〇

（〇〇） 建築士事務所 （〇〇） 知事登録第 （〇〇〇〇）

建築士事務所名 〇〇建築士事務所

【工事の概要】

敷地の地名地番	〇〇市〇〇字〇〇番〇〇
敷地面積	盛土・切土をする 場合の記載例②
敷地内及び隣接地との最大高	

チェック項目		記載欄	
1	盛土・切土※の有無	☐ 盛土・切土をしない	→ 許可不要
		☒ 盛土・切土をする	→ 2 へ
2	敷地の周辺土地との 一体的な造成の有無	☐ 一体的な造成をする	→ 栃木県都市政策課への相談が必要
		☒ 一体的な造成をしない	→ 3 へ
〇チェック項目 4 まで進んだ結果、許可不要との結果になった場合、 本チェックリストを確認申請書へ添付してください。 〇なお、チェック項目 2～4 の内、一度でも「栃木県都市政策課への 相談が必要」となった場合には、事前相談が必要です。			
4	敷地内及び隣接地の 最大高低差が 1 m 以下	☒ 1 m 以下である	→ 許可不要
		☐ 1 m を超えている	→ 栃木県都市政策課への相談が必要

※ 建築物の建築や解体に伴う掘削・埋め戻し等は、盛土・切土に該当しません。

チェックリストへの記載方法について判断に迷う場合には、必ず栃木県都市政策課（028-623-2801）までご相談ください。